

大館市福祉医療費支給要綱

平成 12 年 8 月 1 日

大館市福祉医療費支給要綱(昭和 58 年 2 月 1 日施行)の全部を改正する。

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、本市に居住地を有する乳幼児及び小中学生、ひとり親家庭の児童、高齢身体障害者及び重度心身障害(児)者の心身の健康の保持と生活の安定を図るために実施する福祉医療費の支給について、必要な事項を定めるものとする。

(平 17.9.30・平 24.5.15・平 28.5.25 一部改正)

(用語の意義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 乳幼児(未就学児)及び小中学生 中学校修了年度の 3 月 31 日までの間にある児童
- (2) ひとり親家庭の児童 別表第 1 に定める 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある児童
- (3) 高齢身体障害者 65 歳以上の者で、身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)による身体障害者手帳(4～6 級)保持者
- (4) 重度心身障害(児)者 療育手帳制度要綱(昭和 48 年 9 月 27 日厚生省発児第 156 号)による療育手帳(A)所持者又は身体障害者福祉法による身体障害者手帳(1～3 級)所持者

2 この要綱において「医療保険各法」とは、次に掲げる法律をいう。

- (1) 国民健康保険法(昭和 33 年法律第 192 号)
- (2) 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和 57 年法律第 80 号)
- (3) 健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)
- (4) 船員保険法(昭和 14 年法律第 73 号)
- (5) 国家公務員共済組合法(昭和 33 年法律第 128 号)
- (6) 地方公務員等共済組合法(昭和 37 年法律第 152 号)
- (7) 日本私立学校振興・共済事業団法(平成 9 年法律第 48 号)

3 この要綱において「社会保険各法」とは、前項第 3 号から第 7 号までに掲げる法律をいう。

(平 17.9.30・平 18.9.29・平 19.6.21・平 20.3.28・平 24.5.15・平 28.5.25 一部改正)

(受給資格者)

第 3 条 福祉医療費の支給を受けすることができる者(以下「受給者」という。)は、本市に居住地を有する第 2 条第 1 項各号に掲げる者で、医療保険各法の被保険者又は被扶養者(健康保険法による特別療養費支給対象者を含む。)とする。ただし、社会保険各法の本人(第 2 条第 1 項第 4 号に該当する者を除く。)又は他の法令等の適用を受け、医療に関し福祉医療費と同一の給付を受けすることができる者を除く。

(平 17.9.30・一部改正)

(支給期間)

第 4 条 福祉医療費の支給対象期間の始期及び終期は、別表第 2 第 1 号によるものとする。

(平 19.6.21・一部改正)

(支給の制限)

第 5 条 第 2 条第 1 項各号に掲げる受給者(乳幼児及び小中学生のうち 3 歳未満児及び 3 歳以上の入院児並びにひとり親家庭の児童を除く。)について、受給者本人(第 2 条第 1 項第 4 号に該当する場合にあっては、社会保険各法の本人に限る。)、父又は母、配偶者、若しくは当該受給者の生計を維持している扶養義務者(民法第 877 条第 1 項に定める者をいう。)の前年の所得が別表第 3 に定める額を超えるときは、福祉医療費は支給しない。

2 前項の規定にかかわらず、1 月 1 日から 7 月 31 日までの間に支給事由の生じたものについては、同項中「前年」とあるのは「前々年」と読み替えるものとする。

3 第 1 項の所得の範囲及び額の計算については、乳幼児及び小中学生に係るものにあつては児童扶養手当法施行令(昭和 36 年政令第 405 号)第 3 条並びに第 4 条第 1 項及び第 2 項の規定を、高齢身体障害者及び社会保険各法の本人である重度心身障害(児)者に係るものにあつては国民年金法施行令(昭和 34 年政令第 184 号)第 6 条及び第 6 条の 2 の規定を準用する。

(平 17.9.30・平 19.6.21・平 20.3.28・平 24.5.15・平 28.5.25 一部改正)

(受給者証の交付)

第 6 条 市長は、福祉医療費受給者証(以下「受給者証」という。)の交付申請があつたときは、医療保険各法の被保険者証、母子家庭台帳又は父子家庭台帳、身体障害者手帳又は療育手帳等を確認のうえ受給者証を交付するものとする。

2 受給者証の有効期間は、交付日以後最初の 7 月 31 日までとし、毎年度 8 月 1 日に更新するものとする。ただし、第 2 条第 1 項第 4 号に掲げる者で国民健康保険の被保険者又は社会保険各法の被扶養者であるものについては別表第 2 第 2 号に定める期間とする。

3 市長は、受給者が正当な理由なく第 11 条第 2 項又は第 3 項の規定による支給額の返還に応じないときその他市長が必要と認めるときは、受給者証の交付を保留し、又はすでに交付している受給者証の効力を停止することができる。

(平 19.6.21・平 21.9.17・一部改正)

(受給者証の提示)

第 7 条 受給者は、福祉医療費の給付を受けようとするときは、保険医療機関、保険薬局等に受給者証を提示するものとする。

(支給の範囲)

第 8 条 福祉医療費の支給額は、次のとおりとする。

- (1) 医療の診療月をもって区分し、医療保険各法による給付額を控除した被保険者等負担額(高額療養費、家族高額療養費及び附加給付金等を控除した額)とする。
 - (2) 乳幼児及び小中学生(第2条第1項第1号に定める者)については、被保険者等負担額から一部自己負担金(被保険者等負担額の半額とし、診療報酬明細書1枚当たり1,000円を上限とする。)を控除した後の額とする。ただし、0歳児及び市区町村住民税所得割非課税世帯の児童については、この限りでない。
- 2 前項各号の場合において、入院時食事療養及び入院時生活療養に係る標準負担額は除くものとする。

(平 15.2.10・平 17.9.30・平 18.9.29・平 20.3.28・平 24.5.15・平 28.5.25 一部改正)

(医療費の確認及び支払いの委託)

第9条 受給者の医療費の確認及び保険医療機関、保険薬局等への医療費等の支払いは、秋田県国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)及び社会保険診療報酬支払基金秋田支部(以下「支払基金」という。)に委託して行うものとする。

- 2 受給者がやむを得ない理由により、病院、診療所又は薬局その他の者について、診療、薬剤の支給又は手当を受けた場合において、市長が必要と認めるときは、別に定める方法により、医療に関する給付に代えて現金給付をすることができる。
- 3 第6条第3項の規定により受給者証の交付を保留し、又は効力を停止している者から福祉医療費の支給申請があった場合において、市長が必要と認めるときは、現金給付をすることができる。ただし、その者が第11条第2項又は第3項の規定による返還額を滞納しているときは、支給額に相当する金額を滞納額に充当するものとする。

(平 17.9.30・旧第10条繰上・平 21.9.17・平 22.7.30・一部改正)

(委託費の支払い)

第10条 市長は、前条の委託に係る費用のうち福祉医療費受給者の自己負担相当額又は一部負担金に相当する額については、大館市財務規則(平成14年規則第26号)に伴い、国保連合会及び支払基金からの請求により納付する。

(平 15.2.10・平 17.9.30・旧第11条繰上・平 22.7.30・一部改正)

(損害賠償請求等)

第11条 市長は、福祉医療費の支給原因が第三者の行為によって生じた場合において、福祉医療費の支給を行ったときは、その医療に関し支給した福祉医療費の額の限度において、福祉医療費の支給を受けるべき者が第三者に対して有する損害賠償の請求権を当該受給者からの委任を受けて取得し、当該第三者に対し損害賠償の請求をするものとする。

- 2 前項の場合において、福祉医療費の支給を受けるべき者が第三者から同一の事由について損害賠償を受けたときは、市長は、その限度において福祉医

療費の全部若しくは一部を支給せず、又は既に支給した福祉医療費の額に相当する金額を返還させることができる。

- 3 市長は、偽りその他不正の行為によって福祉医療費の支給を受けた者があるとき又は第8条の規定により控除するものとされた額の全部若しくは一部が控除されずに支給されたときは、すでに支給した額の全部又は一部を返還させることができる。

(平 17.9.30・旧第12条繰上・平 21.9.17・一部改正)

(関係帳簿等)

第12条 この業務を適正に行うため、次の帳簿等を備え付けるものとする。

- (1) 福祉医療費受給者証払出簿
- (2) 福祉医療費受給者台帳
- (3) 第三者行為の返還等記録
- (4) 高額療養費戻入簿

- 2 前項第1号及び第2号に掲げる帳簿等は、電算システムにより管理するものとする。

- 3 第1項各号に掲げる帳簿等は、それぞれ完結の日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管するものとする。

(平 17.9.30・旧第13条繰上・平 19.6.21・一部改正)

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、福祉医療費の支給について必要な事項は、別に定める。

(平 17.9.30・旧第14条繰上)

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成12年8月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 介護保険法の施行の際現に福祉医療費受給者証の交付を受けている者は、第9条による福祉医療費の支給を受ける場合の受給者証の交付を受けたものとみなす。

附 則(平成15年2月10日)

この要綱は、市長の決裁のあった日から施行し、平成14年10月1日から適用する。

附 則(平成17年9月30日)

この要綱は、決裁の日から施行し、この要綱による改正後の大館市福祉医療費支給要綱の規定は、平成17年8月1日から適用する。ただし、第2条第1項に1号を加える改正規定及び第5条第1項の改正規定は、平成17年6月20日から適用する。

附 則(平成18年9月29日)

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

附 則(平成19年6月21日)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 19 年 8 月 1 日(以下「施行日」という。)から施行する。

(適用区分)

- 2 この要綱による改正後の大館市福祉医療費支給要綱の規定は、施行日以後に支給事由の生じた福祉医療費について適用し、施行日前に支給事由の生じた福祉医療費については、なお従前の例による。

附 則(平成 20 年 3 月 28 日)

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年 9 月 17 日)

この要綱は、平成 21 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年 7 月 30 日)

この要綱は、平成 22 年 8 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 5 月 15 日)

(施行期日)

- 1 この要綱は、市長の決裁のあった日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の大館市福祉医療費支給要綱の規定は、平成 24 年 8 月 1 日以後に支給事由の生じる福祉医療費について適用し、同日前に支給事由の生じた福祉医療費については、なお従前の例による。

附 則(平成 24 年 9 月 12 日)

(施行期日)

- 1 この要綱は、市長の決裁のあった日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の大館市福祉医療費支給要綱の規定は、平成 24 年 8 月 1 日以後に支給事由の生じる福祉医療費について適用し、同日前に支給事由の生じた福祉医療費については、なお従前の例による。

附 則(平成 28 年 5 月 25 日)

(施行期日)

- 1 この要綱は、市長の決裁のあった日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の大館市福祉医療費支給要綱の規定は、平成 28 年 8 月 1 日以後に支給事由の生じる福祉医療費について適用し、同日前に支給事由の生じた福祉医療費については、なお従前の例による。

「ひとり親家庭の児童」の対象範囲

ひとり親家庭の 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある児童とは、1 及び 2 に掲げる家庭の児童並びに 3 に掲げる児童をいう。

1 母子家庭

現に、18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある児童を養育している配偶者のない女子で、次のいずれかに該当するもの

- (1) 配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)と死別した女子であって、現に婚姻(事実婚を含む。以下同じ。)をしていないもの
- (2) 離婚した女子であって、現に婚姻をしていないもの
- (3) 配偶者の生死が 1 年以上明らかでない女子
- (4) 配偶者から 1 年以上遺棄されている女子
- (5) 配偶者が海外にあるため、1 年以上その扶養を受けることができない女子
- (6) 配偶者が次の各号に定める程度の障害の状態にある女子
 - ア 両眼の視力の和が 0.04 以下のもの
 - イ 両耳の聴力レベルが 100 デシベル以上のもの
 - ウ 両上肢の機能に著しい障害を有するもの
 - エ 両上肢のすべての指を欠くもの
 - オ 両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
 - カ 両下肢の機能に著しい障害を有するもの
 - キ 両下肢を足関節以上で欠くもの
 - ク 体幹の機能にすわっていることができない程度又は立ち上がることをできない程度の障害を有するもの
 - ケ 前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働することを不能ならしめ、かつ、常時の介護を必要とする程度の障害を有するもの
 - コ 精神に労働することを不能ならしめ、かつ、常時の監視又は介護を必要とする程度の障害を有するもの
 - サ 傷病がなおらないで、長期にわたる高度の安静と常時の監視又は介護を必要とする程度の障害を有するものであって、当該障害の原因となった傷病につき初めて医師の診療を受けた日から起算して 1 年 6 か月を経過しているもの
- (7) 配偶者が、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(平成 13 年法律第 31 号)第 10 条第 1 項の規定による命令(母の申立てにより発せられたものに限る。)を受けた女子
- (8) 配偶者が法令により 1 年以上にわたって拘禁されているため、その扶養を受けることができない女子
- (9) 婚姻によらないで母となった女子で、現に婚姻をしていないもの

2 父子家庭

現に、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童を養育している配偶者のない男子で、次のいずれかに該当するもの

- (1) 配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)と死別した男子であって、現に婚姻(事実婚を含む。以下同じ。)をしていないもの
- (2) 離婚した男子であって、現に婚姻をしていないもの
- (3) 配偶者の生死が1年以上明らかでない男子
- (4) 配偶者から1年以上遺棄されている男子
- (5) 配偶者が「1 母子家庭(6)の各号」に定める状態にある男子
- (6) 配偶者が、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第10条第1項の規定による命令(父の申立てにより発せられたものに限る。)を受けた男子
- (7) 配偶者が法令により1年以上にわたって拘禁されている男子
- (8) 婚姻によらないで父となった男子で、現に婚姻をしていないもの

3 父母のない児童

現に、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童で、次のいずれかに該当するもの

- (1) 父母のいないもの
- (2) 母子家庭の児童で母と生活を共にしていないもの
- (3) 父子家庭の児童で父と生活を共にしていないもの
- (4) 父母が共に「1 母子家庭(6)の各号」に定める状態にあるもの
- (5) 母子家庭の児童で母が「1 母子家庭(6)の各号」に定める状態にあるもの
- (6) 父子家庭の児童で父が「1 母子家庭(6)の各号」に定める状態にあるもの

別表第 2 (第 4 条、第 6 条関係) (平 17.9.30・平 19.6.21・平 20.3.28・平 24.5.15・平 28.5.25

一部改正)

1 新たに福祉医療費を受けることになる者及び福祉医療費を受けることができなくなる者に係る支給対象期間の始期及び終期

対象区分		法別	始期	終期
乳幼児(未就学児)及び小中学生	県補助金対象者	74	・ 出生の日	・ 第 2 条に定める対象者でなくなった日
	上記以外の者	80		
重度心身障害(児)者	後期高齢者医療給付対象者	78	・ 後期高齢者医療給付適用の日 ・ 身体障害者手帳又は療育手帳交付の日の属する月の初日	・ 第 2 条に定める対象者でなくなった日又はその日の属する月の末日
	上記以外の者	73	・ 身体障害者手帳又は療育手帳交付の日の属する月の初日	・ 後期高齢者医療給付適用の日の前日 ・ 第 2 条に定める対象者でなくなった日又はその日の属する月の末日
高齢身体障害者	後期高齢者医療給付対象者	77	・ 後期高齢者医療給付適用の日 ・ 身体障害者手帳交付の日の属する月の初日	・ 第 2 条に定める対象者でなくなった日又はその日の属する月の末日
	上記以外の者	72	・ 65 歳の誕生日の属する月の初日 ・ 身体障害者手帳交付の日の属する月の初日	・ 後期高齢者医療給付適用の日の前日 ・ 第 2 条に定める対象者でなくなった日又はその日の属する月の末日
ひとり親家庭の児童	母子家庭の児童	県補助金対象者	・ 母子家庭となった日の属する月の初日	・ 第 2 条に定める対象者でなくなった日又はその日の属する月の末日
		上記以外の者		
	父子家庭の児	県補助金対象者	・ 父子家庭となった日の属する月の初日	・ 第 2 条に定める対象者でなくなった日又はその日の属
		上記以外の者		

童	者		する月の末日
---	---	--	--------

2 重度心身障害(児)者(社会保険各法の本人以外の者)の受給者証の有効期間の始期及び終期

対象区分	法別	始期	終期
後期高齢者医療給付対象者	78	・後期高齢者医療給付適用の日	・第2条に定める対象者でなくなった日又はその日の属する月の末日
上記以外の者	73	・身体障害者手帳又は療育手帳交付の日の属する月の初日	・後期高齢者医療給付適用の日の前日

別表第3(第5条関係)(平17.9.30・全改、平19.6.21・平24.5.15・平28.5.25一部改正)

1 乳幼児及び小中学生に係る所得制限基準額表

扶養親族等の数	父又は母の所得額
0人	4,600,000円
1人	4,980,000円
2人	5,360,000円
3人	5,740,000円
4人	6,120,000円
5人	6,500,000円

備考

- (1) 扶養親族等の数が5人を超える場合の所得基準額は、扶養親族等1人増すごとに380,000円を扶養親族等の数5人の所得基準額に加算した額とする。
- (2) 父又は母の所得額において、扶養親族のうち70歳以上の扶養親族があるときは、当該扶養親族1人につき100,000円を、16歳以上23歳未満の扶養親族があるときは、当該扶養親族1人につき150,000円をその額に加算した額とする。

2 高齢身体障害者及び重度心身障害(児)者に係る所得制限基準額表

扶養親族等の数	本人所得額	配偶者・扶養義務者所得額
0人	2,595,000円	7,287,000円
1人	2,975,000円	7,536,000円
2人	3,355,000円	7,749,000円
3人	3,735,000円	7,962,000円
4人	4,115,000円	8,175,000円

5人	4,495,000円	8,388,000円
----	------------	------------

備考

- (1) 扶養親族等の数が5人を超える場合の所得基準額は、本人所得額については扶養親族等1人増す毎に380,000円を、配偶者・扶養義務者所得額については扶養親族等1人増す毎に213,000円を扶養親族等の数5人の所得基準額にそれぞれ加算した額とする。
- (2) 本人所得額において、扶養親族のうち70歳以上の扶養親族があるときは、当該扶養親族1人につき100,000円を、16歳以上23歳未満の扶養親族があるときは、当該扶養親族1人につき150,000円をその額に加算した額とする。
- (3) 配偶者・扶養義務者所得額において、扶養親族のうち70歳以上の扶養親族があるときは、その額に当該扶養親族1人につき(すべての扶養親族が70歳以上であるときは、1人を除いた扶養親族1人につき)60,000円を加算した額とする。